

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令新旧対照表

○東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（令第一条各号の内閣府令で定める事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号） 第二条各号に掲げる行為、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号） 第二条第四項及び第五項に規定する行為、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号） 第二条第六項から第八項までに規定する行為又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号） 第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受け、又は受けているおそれのある児童、高齢者、障害者及び配偶者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業</p> <p>五～十一（略）</p>	<p>（令第一条各号の内閣府令で定める事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号） 第二条各号に掲げる行為若しくは高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号） 第二条第四項及び第五項に規定する行為を受け、又は受けているおそれのある児童、高齢者及び配偶者等の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業</p> <p>五～十一（略）</p>

<p>3 令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>3 令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
---	--